

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成21(2009)年1月22日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍の解説(★のある書籍)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成21年1月19日 裁判所HP

平成19年(受)第102号 損害賠償請求本訴,建物明渡等請求反訴事件(一部破棄差戻,一部棄却)

賃貸借契約に基づきY1から建物の引渡しを受けてカラオケ店を営業していたXが,浸水事故により同建物で営業することができなくなったことによる営業利益喪失の損害を受けたなどと主張して,Y1に対して債務不履行又は瑕疵担保責任に基づく損害賠償を求めるとともに,Y1の代表者として同建物の管理に当たっていたY2に対して民法709条又は中小企業等協同組合法38条の2第2項(平成17年法律第87号による改正前のもの。以下同じ。)に基づく損害賠償を求める本訴請求に対し,Y1が,賃貸借契約は解除により終了したなどと主張して,Xに対して同建物の明渡し等を求める反訴請求がなされた事案において,店舗の賃借人が賃借人の修繕義務の不履行により被った営業利益相当の損害について,賃借人が損害を回避又は減少させる措置を執ることができたと解される時期以降は被った損害のすべてが民法416条1項にいう通常生ずべき損害に当たるといふことはできないとされた事例。

(理由)

老朽化して大規模な改修を必要としていた本件ビルにおいて,Y1が修繕義務を履行したとしても,Xが賃貸借契約をそのまま長期にわたって継続し得たとは必ずしも考え難い。また,本件事故から約1年7か月を経過して本訴が提起された時点では,店舗部分における営業の再開は,いつ実現できるか分からない実現可能性の乏しいものとなっていたと解される。他方,Xが本件店舗部分で行っていたカラオケ店の営業は,本件店舗部分以外の場所では行うことができないものとは考えられないし,Xは,平成9年5月27日に,本件事故によるカラオケセット等の損傷に対し,合計3711万6646円の保険金の支払を受けているというのであるから,これによって,Xは,再びカラオケセット等を整備するのに必要な資金の少なくとも相当部分を取得したものと解される。そうすると,遅くとも,本件本訴が提起された時点においては,Xがカラオケ店の営業を別の場所で再開する等の損害を回避又は減少させる措置を執ることなく,本件店舗部分における営業利益相当の損害が発生するにまかせて,その損害のすべてについての賠償をY1らに請求することは,条理上認められないといふべきである。

(2) 最一判平成21年1月22日 裁判所HP

平成20年(受)第468号 不当利得返還等請求事件(棄却)

継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が,利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により発生した過払金をその後発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含む場合には,上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は,特段の事情がない限り,上記取引が終了した時から進行する。

(理由)

過払金充当合意においては,新たな借入金債務の発生が見込まれる限り,過払金を同債務に充当することとし,借主が過払金に係る不当利得返還請求権(以下「過払金返還請求権」という。)を行使することは通常想定されていないものといふべきである。したがって,一般に,過払金充当合意には,借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点,すなわち,基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし,それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず,これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると,過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては,同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるといふべきであり,過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。

借主は,基本契約に基づく借入れを継続する義務を負うものではないので,一方的に基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を終了させ,その時点において存在する過払金の返還を請求することができるが,それをもって過払金発生時からその返還請求権の消滅時効が進行すると解することは,借主に対し,過払金が発生すればその返還請求権の消滅時効期間経過前に貸主との間の継続的な金銭消費貸借取引を終了させることを求めるに等しく,過払金充当合意を含む基本契約の趣旨に反することとなるから,そのように解することはできない(最高裁平成17年(受)第844号同19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号1073頁,最高裁平成17年(受)第1519号同19年6月7日第一小法廷判決・裁判集民事224号479頁参照)。

(3) 東京高判平成19年1月30日 判タ1252号252頁

平成18年(ネ)第4302号 土地抵当権設定登記請求控訴事件(取消・上告,上告受理申立)

S社はY社に総額56億円を貸付け(本件債権),本件土地Aを含む複数の土地のY社の持分に極度額50億円の根抵当権の設定をうけたが,上記複数の土地につき共有持分を有するX社が本件債権を譲り受け(後に根抵当権の極度額を20億円に変更),後にX社は共有物分割訴訟を提起しY社が本件土地Aを,X社がその他の土地を取得するに至った。本件債権に係る消費貸借契約証書には増担保に関する約定(借主等につき信用が悪化した場合,また,提供した担保につき滅失若しくは値下がり等のため担保が不足した場合等,債権者が必要と認める時は請求により直ちに債権者の承認する担保若しくは増担保を差入れる等,または債務の一部もしくは全部の弁済をする)があり,Y社は破産し清算会社となっており本件土地以外に財産がなかったため,X社が,本件約定による増担保として本件土地について債権額を3億2

000万円とする抵当権設定の仮登記仮処分を申立てたうえ(認容)、これに基づく本登記手続を求めるべく訴訟提起をしたのが本件であるが、本判決は、本件の約定には、増担保の対象物件、担保の種類、内容等を特定する事項が定められておらず、債権者の一方的な意思表示でその内容を特定して増担保等が設定される形成権を債権者に与えたものと解することはできないとし、抵当権の設定には、債権者による増担保請求、債務者による物件の提示、債権者の承認、双方による担保権設定契約の内容の確定というプロセスを必要とするとして、X社の請求を棄却した。

(4) 札幌高判平成19年11月9日 判時2019号26頁

平成19年(ホ)第111号 不当利得返還等請求控訴事件(変更、確定)

貸金業者Yとの間で継続的な金銭消費貸借取引をしていたAがYに対して過払金返還請求訴訟を提起し、その際、取引履歴の不開示及び債権消滅後に取立を行ったことを理由とする不法行為に基づき慰謝料の支払いを求めるとともに民法704条後段に基づき過払金返還請求の弁護士費用の支払いを求めた。原判決は、過払金返還及び取引履歴の不開示を理由とする損害賠償請求を認容したが、その余の請求については棄却したため、Aは弁護士費用の請求を認めなかったことを不服として控訴した。

本判決は、民法704条後段は、契約関係に基づかずには損害賠償義務を認める点で不法行為に基づく損害賠償に類するが、不法行為とは別個に不当利得制度を支える公平の原則に基づき、悪意の利得者に対する責任を加重した特別の責任を定めた規定と解され、この規定に基づき悪意の利得者が賠償すべき損害の範囲については民法416条が準用されるのが相当であるから責任原因たる不当利得と相当因果関係にたつ全ての損害が賠償の対象となるとし、本件過払金請求は弁護士に委任するのなければ訴訟を提起、遂行することは困難であったと認めるのが相当であり、その弁護士費用は、民法704条後段の「損害」に該当するといふべきであるとして弁護士費用の請求を認めた。

(5) 大分地判平成19年6月21日 判タ1269号252頁

平成19年(シ)第4号 貸金等請求控訴事件(控訴棄却、変更、確定)

本件は、貸金業者である控訴人が被控訴人に対し貸金の支払を求め、反訴請求として、被控訴人が控訴人に対し、控訴人が貸付の条件として徴求した保証料は利息制限法及び出資法所定のみなし利息に該当し、利息制限法に基づく元本充当計算をすると過払金が生じているとして、過払金の返還等を求めた事案である。本判決は、保証業者(本件では控訴人の経営者の子による個人業者)の業務の内容や実態、保証料率、控訴人と保証業者の資金管理状況等の事実を認定し、両者は人的、経済的に密接な関係があるだけでなく、保証業者が自ら信用調査や求償金回収業務を行わず、被控訴人の支払停止後に何ら代位弁済をしていないことから、保証委託契約及び保証契約が形骸化していることは明らかであり、控訴人が保証料名目で集めた金銭は、最終的にはその一部を控訴人の経営者の子に回し、残りの金銭を何らかの形で控訴人自身が回収することを企図しているとみることができ、利息制限法所定の制限を潜脱して、実質的に保証料の利益を控訴人に帰属させているとして、本件の保証料がみなし利息に該当する旨判示した。

(6) 東京地判平成19年7月20日 判タ1269号232頁

平成18年(フ)第26058号 建物立入禁止等請求事件(認容、控訴)

本件は、被告が、原告である日本弁護士連合会の事務局に頻りに架電・訪問し、原告役員との面談要求等を繰り返すこと等により原告の平穩に業務を遂行する権利を侵害し、更に同権利を侵害するおそれがあるとして、原告が、被告による原告事務局が所在する建物への立入り、原告及び原告職員らへの架電、面会要求等の方法による直接交渉の強要禁止を求めた事案である。本判決は、業務を遂行する権利は財産権行使の一内容と評価でき、原告の請求は建物等の所有権ないし占有権等の財産権に基づく請求を含むものと理解できるとした上で、本件では1年8か月の間に1980回の電話があり、合計95回にわたり実際に原告事務局を訪問していること、その際、既に弁護士法所定の手続において懲戒しない旨が確定している弁護士3名の懲戒に関する議決等の理由について繰り返し説明を求めたこと等を認定し、これらの行為が原告が有する業務遂行権をその受忍限度を超えて侵害していることは明らかであり、また、既に確定している上記懲戒に関する議決についてさらに釈明を求める等のために原告事務局を訪問・架電をすることに正当な目的があるとはいえず、その行為の態様は執拗かつ悪質で常軌を逸したものであり被告の原告に対する行為の態様が正当行為であるとも認められないとし、原告の請求を認容した。

(7) 大阪地判平成20年1月30日 判タ1269号203頁

平成18年(フ)第1633号 損害賠償請求事件(一部認容、一部確定)

本件は、呉服等の販売業者に勤務していた原告が、[1]同業者に対し、信販会社から立替払の利益を受ける目的で原告に対し支払能力を超える立替払契約を締結させて着物等を購入させたとして売買契約は公序良俗に反して無効であり、また不法行為に当たるとして既払いの立替金相当額等の支払を求め、[2]信販会社に対し、同業者の販売方法を知りながら、または立替払契約上の善管注意義務等に反したとして、同契約が公序良俗に反して無効であり、また債務不履行、不法行為に当たるとして既払い金の立替金相当額等の支払を求めるとともに、立替払契約が無効であること又は上記売買契約の無効の抗弁接続(割賦販売法30条の4等)を理由として立替金残債務の存在しないことの確認等を求めた事案である。本判決は、[1]販売業者が原告に対し自社商品を購入することを事実上強要し、従業員である原告の過大な債務負担のもとで会社として利益を得たとして、立替払契約の残債務額が300万円を超えその額が原告の年収の1.5倍を超えるように降の売買契約は原告の支払能力を超えるもので公序良俗に反し無効であり、同契約を締結したことが不法行為に当たるとし、[2]販売業者の従業員であるものの原告の購入は同業者の営業方針等に起因していたのであるから、事業者がその従業員に対して行う割賦販売について割賦販売法30条の4を適用しないと規定する同法30条の6・同法8条5号は適用すべきでないとして、信販会社に対して、本件売買契約が公序良俗に反して無効であることをもって履行の請求を拒むことができるとした。

(8) 東京地判平成20年6月20日 判時2020号86頁

平成18年(フ)第28480号 建物明渡請求事件(一部認容・一部棄却、控訴)

建物の一部を目的とする賃貸借契約の目的物が借地借家法の適用される建物というため

には、当該部分が他の部分と客観的、明確に区別され、独立排他的な支配を可能とする構造と規模を有するものであることが必要と解するのが相当である。

本店出店区画は、構造上及び実際の使用上、他の出店者と共同してルミネ立川店8階にレストラン街を構成する建物内の一区画にとどまり、それ自体が建物としての独立排他性を有する営業施設であるとは認められないから、借地借家法上の適用のある建物ということとはできない。

(9) 広島地判平成20年10月2日 判時2020号100頁

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件(一部認容・一部棄却、控訴)

弁護士について懲戒事由があると思料する者は、当該弁護士の所属弁護士に対し、自ら懲戒請求を申し立てれば十分であって、公衆に対し特定の弁護士に対する懲戒請求を呼びかけ、当該弁護士に対し多数の懲戒請求をさせる必要があると解すべき場合は一般想定できない。

殊に、マスメディアを通じて公衆に対して特定の弁護士に対する懲戒請求をするように呼びかけ、弁護士に極めて多数の懲戒請求に対応せざるを得なくするなどして不必要な負担を負わせることは、弁護士会による懲戒制度を通じた指導監督に内在する負担を超え、当該弁護士に不必要な心理的・物理的負担を負わせて損害を与えるものとして、上記懲戒制度の趣旨目的に照らして相当性を欠くものと判断され、不法行為に該当する。

【商事法】

(10) 最一決平成21年1月15日 裁判所HP

平成20年(許)第44号 親会社の株主の子会社の会社帳簿等閲覧許可決定等に対する抗告審の変更決定等に対する許可抗告事件(棄却)

親会社の株主による子会社の会計帳簿等の閲覧謄写許可申請において、当該株主が子会社と競業をなす者であるなどの不許可事由があるというためには、当該株主に閲覧謄写によって知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図があることを要しない。

(理由)

商法293条の7第2号は、会計帳簿等の閲覧謄写を請求する株主が会社と競業をなす者であること、会社と競業をなす会社の社員、株主、取締役又は執行役であることなどを閲覧謄写請求に対する会社の拒絶事由として規定するところ、同号は、「会社ノ業務ノ運営若ハ株主共同ノ利益ヲ害スル為」などの主観的意図を要件とする同条1号と異なり、文言上、会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る事実を自己の競業に利用するためというような主観的意図の存在を要件としていない。

そして、一般に、上記のような主観的意図の立証は困難であること、株主が閲覧謄写請求をした時点において上記のような意図を有していなかったとしても、同条2号の規定が前提とする競業関係が存在する以上、閲覧謄写によって得られた情報が将来において競業に利用される危険性は否定できないことなども勘案すれば、同号は、会社の会計帳簿等の閲覧謄写を請求する株主が当該会社と競業をなす者であるなどの客観的事実が認められれば、会社は当該株主の具体的な意図を問わず一律にその閲覧謄写請求を拒絶できるとすることにより、会社に損害が及ぶ抽象的な危険を未然に防止しようとする趣旨の規定と解される。

(11) 東京地判平成20年1月17日 判タ1269号260頁

平成17年(ワ)第17504号 損害賠償請求(株主代表訴訟)事件(一部訴え却下、一部請求棄却・控訴)

本件は、A社の株主Xが、A社が代表取締役Yに対し自己株式41万余株を1株800円で売却したことについて、取締役会の承認がない、仮にあっても取引価額が廉価であるとして、取締役Yらに対し株主代表訴訟を提起した事案である。争点は[1]本件株券の返還を求めることができるか、[2]Xは訴訟に先立つ提訴請求(旧商法267条1項)で本件売買が無効であることを前提としており、有効であることを前提に損害賠償請求ができるか、[3]本件売買価格は廉価かである。本判決は[1]株主代表訴訟制度の導入経過に照らし、旧商法267条1項の「取締役ノ責任」とは資本充実責任等に限定され、同法266条1項が同項4号5号の責任について金銭賠償のみを予定していることに照らすと、同項の責任には株券の引渡請求は含まれない、[2]提訴請求は当該事案の内容、会社が認識している事実等を考慮し、会社においていかなる事実・事項について責任の追及が求められているかが判断出来る程度に特定されていれば足りるので本件は適法である、[3]A社の株式は本件売買当時役員等の内部関係者の間で1株300円で取引されており、Xも本件売買後にA社株式を1株300円で取得しており、かつ、本件株式を1株800円で買い取ることを申し出た者はY以外には存在しなかったこと等に照らすと、本件の売買価格には一定の合理性があり、廉価売買と認めることはできないとし、原告の請求を却下又は棄却した。

【知的財産】

(12) 最二判平成20年9月8日 判時2021号92頁

平成19年(行ヒ)第223号 審決取消請求事件(破棄差戻)

いずれも土人形を指定商品とする「つゝみ」又は「堤」の文字からなる登録商標権者が、「つづみのおひなっこや」の文字を横書きしてなり、土人形等を指定商品とする登録商標(本件商標)につき、商標「つゝみ」又は「堤」を引用商標として、これに類似していると主張し、商標登録の無効審判を請求したが、特許庁が「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたため、その審決取消を求めた事案において、結合商標に関する最高裁判例を参照したうえで、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての呼称、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されない、とし、本件商標は「つづみ」の文字部分だけが独立して見る者の注意を引くように構成されているとはいえない、この部分が引用商標の商標権者の出所である旨を示す識別標識として強く支配的な印象を与えるものであったとはいえない、「おひなっこや」の文字部分は新たに作られた言葉として理解されるのが通常で、自他商品識別機能がないとはいえない、として、その類似性を否定し、分離して類似性を肯定した原判決を破棄した事例。

(13) 知財高判平成20年12月15日 裁判所HP

平成20年(ホ)第10059号 著作権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成19

年(ワ)第5765号・平成20年6月20日判決)

地上波テレビジョン放送を行っている控訴人らが、被控訴人と契約を締結した者がインターネット回線を通じてテレビ番組を視聴することができるようにするサービス「まねきTV」を提供している被控訴人に対し、被控訴人の提供する本件サービスが、本件放送について控訴人らが放送事業者として有する送信可能化権を侵害している旨主張して著作権の侵害による損害賠償の支払いを求めた事案で、原判決は、被控訴人が本件サービスにおいて行っている行為は送信可能化行為に該当しないとして、控訴人らの請求を棄却した。

控訴人らは、本件サービスにおいてベースステーションが自動公衆送信装置に当たると主張したが、各ベースステーションが行い得る送信は、当該ベースステーションから特定単一の専用モニター又はパソコンに対するもののみであり、ベースステーションはいわば「1対1」の送信を行う機能しか有していないので、個々のベースステーションが不特定又は特定多数の者によって直接受信され得る無線通信又は有線電気通信の送信を行う機能を有する装置であるということではできないから、これをもって自動公衆送信装置に当たるといえることはできない、として本件控訴は棄却された。

(14) 東京地判平成20年12月26日 裁判所HP

平成19年(ワ)第4156号 著作権侵害不存在確認等請求事件

原告歌詞中にある「夢は時間を裏切らない時間も夢を決して裏切らない」が、被告表現「時間は夢を裏切らない、夢も時間を裏切ってはならない。」を盗作したものである等と、被告がテレビ番組において原告の名誉を毀損する発言をしたと主張して、被告に対し名誉毀損の不法行為に基づく損害金の支払を求めた事案。

被告発言が摘示した事実は、被告の作品「銀河鉄道999」中に使用した被告表現に依拠して原告が作詞したというものであり、これにより、一般の視聴者に、原告が他人の楽曲を盗作したとの印象を抱かせること、原告は、著名なシンガーソングライターであり、一般の視聴者に盗作疑惑を抱かれることは、その活動にとって致命的なものとなりかねないこと、被告が問題とした原告表現は、当時、味の素のテレビコマーシャルに使用されており、話題性が高かったこと、本件CDは当時相当にヒットしていたこと等、諸般の事情を総合考慮して、原告が本件被告発言の放送によって被った精神的損害の賠償金として220万円を認定した。

【民事手続】

(15) 最一判平成20年7月20日 判時2020号71頁

平成19年(行ケ)第1985号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

前事件反訴においては、本件仮差押命令の違法を理由とする損害賠償請求権の一部である本件弁護士費用についての賠償請求権についてのみ判決を求める旨が明示されていたものと解すべきであり、違法仮差のために買収金の支払が遅れたことによる遅延損害金相当額について賠償を請求する本件訴訟には前事件の既判力は及ばないものというべきである(最高裁昭和35年(オ)第359号同37年8月10日第二小法廷判決・民集16巻8号1720頁参照)。

【刑事法】

(16) 広島高判平成19年5月29日 判タ1252号343頁

平成18年(ウ)第204号 鉄道営業法違反被告事件(破棄自判・確定)

旅客列車が停車すべき駅に停車せず通過したことに関し、その列車に車掌として乗務していた被告人が、運転士に連絡しあるいは非常スイッチを用いて非常停止させるなどして同列車を同駅に停車させるべき職務上の義務を怠り、同列車が高速度のまま同駅を通過するのを放置した過失により、旅客に対し公衆に対し危害を醸す虞のある行為をしたという事実を認定し鉄道営業法25条違反により被告人を有罪とした原判決について、本判決は、被告人が遵守すべき「作業標準」の内容、本件事件当時の被告人の行動、列車の進行状況及びその周囲の状況等から、被告人において、列車が停車駅に近づいていることや、同駅を通過することを知ることができなかったことは、やむを得なかったものであって、被告人に過失はなかったとし、さらに、本条の罪が具体的危険犯であることを前提に、本件と同様の速度で列車が本件停車駅を通過した際の実験結果によると、ホーム白線位置における乗客等の安全は確保されていることや、本件当時、停車駅に乗客等がいたことの証明がないことを踏まえると、本件において具体的危険が発生したと認定するには合理的な疑いが存するとし、原判決を破棄し、被告人に無罪を言い渡した。

【公法】

(17) 大阪地判平成19年3月14日 判タ1252号189頁

平成17年(行ウ)第68号 個人タクシー値下げ請求却下処分取消請求事件(認容・確定)

初乗運賃を480円とする一般旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃及び料金の変更許可申請が道路運送法9条の3第2項3号にいう「他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること」の基準に適合しないとして同申請を却下した地方運輸局長の処分について、本判決は、当時公示されていた「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請について」(平成14年近運旅二公示第11号)自体は、同法9条の3第2項各号の適合性の判断基準として合理的といえるが、運賃査定額に満たない運賃の申請が同法9条の3第2項3号の基準に適合するか否かは、当該申請額の運賃査定額からのかい離の程度、当該申請運賃が当該申請者がその事業を運営するのに十分な能率を發揮して合理的な経営をしている場合に必要とされる原価を下回るものか否か、当該運賃適用地域の立地条件、規模等、さらには一般的な経済情勢等をも総合勘案した上、当該申請を認可することで過労運転の常態化等により運送の安全を損なうような運賃の不当な値下げ競争を引き起こす具体的なおそれがあるかを社会通念に従って判断すべきであるところ、本件却下処分は、これらを斟酌することなく審査基準公示に従って査定した本件認可申請に係る運賃の平年度における収支率が運賃査定額を下回ることなどから、本件認可申請が道路運送法の基準に適合しないと判断したもので、その判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとし、当該運輸局長の処分を取り消した。

(18) 東京地判平成19年5月31日 判タ1252号182頁

平成18年(行ウ)第309号 住民票不記載処分取消等請求事件(一部認容・一部請求棄却、一部訴え却下・控訴)

本件は、父が子の出生届に当たり「嫡出でない子」という表記を強制されるのを回避し

ようと試みたところ、当該出生届が不受理となり、これを理由に住民票の記載をしない処分(本件処分)をされたため、当該子とその両親である原告らが、住民基本台帳法8条等違反を理由に本件処分の取消しを求めるとともに、当該子の住民票の作成の義務付けを求める等の訴訟を提起したものである。本判決は、本件処分の適法性について、市区町村長は出生届が受理されず戸籍が作成されなくても、当該届出をする者が同届出に係る住民の住民票の記載を望み、住民票記載事項については充足している出生届出の提出行為があり、住民票に記載すべき事項の正確性を容易に確認できる状況にあって、当該事項のうち身分事項に浮動側面があることから生じる弊害が認められない場合には、当該出生届出に係る住民の住民票を作成すべきであり、本件でそのような場合に該当するにもかかわらず、同区長が形式的な出生届の不受理の事実を根拠に本件処分をしたことには裁量権の逸脱又は濫用があると、また義務付け訴訟の要件である「重大な損害を生ずるおそれ」(行政事件訴訟法37条の2第1項)についても、住民票が作成されていないことにより各種の不利益を受け、他方、住民票の作成処分は、その記載事項が実態を正確に反映していれば当該処分をすること自体に特段の支障もなく、当該処分の義務付け訴訟と実質的には裏腹の関係にある取消訴訟が認容されるべきことに鑑みると、原告子においては「重大な損害を生ずるおそれ」の要件を満たすというべきであるとし、原告子による訴えについて世田谷区長がした原告子の住民票の記載をしない処分を取り消し、同区長に住民票の作成を義務づけた。

【社会法】

(19) 東京高判平成20年6月25日 判時2019号122頁

平成19年(行コ)第150号 遺族給付等不支給決定処分取消請求控訴事件(取消、上告)

訴外Aは、勤務時間外である午後5時から飲酒を伴う本件会合に出席し、午後10時15分ころ帰途についたが、地下鉄駅の入口階段から転落して死亡した。Aの妻であるXが労働者災害補償保険法に基づき労災保険給付を請求したが、不支給の処分がされたため処分の取り消しを求めたところ、一審は、本件会合への出席も業務であり、転落死亡事故も通勤災害であるとして請求を認容したため、国が控訴した。

本判決は、本件会合の開催日時、場所、主催部署、会合の位置づけ等から本件会合への参加自体を直ちに業務とすることはできないが、主催部署の次長の地位にあるAについては業務と認めることが相当であるとした。もっともAにとっても本件会合への参加が業務性を有するのは午後7時前後までであったとした上、Aはその後も約3時間、本件会合の参加者と飲酒して相当程度酩酊し、帰宅時には人に支えられてやっと歩いている状態であって、階段からの転落は飲酒が大きく影響し、Aの帰宅行為を合理的な方法による通勤ということができないとして、通勤災害と認めることはできないとして一審判決を取消し、本訴請求を棄却した。

【紹介済み判例】

最二判平成20年7月18日 判時2019号10頁

平成17年(あ)第1716号 証券取引法違反、商法違反被告事件(破棄自判)

→法務速報87号22番にて紹介済み。

最一判平成20年7月17日 判時2019号22頁

平成18年(受)第1818号 入会権確認請求事件(破棄自判)

→法務速報87号12番にて紹介済み。

最二判平成20年9月12日 判時2019号162頁

平成18年(行七)第177号 法人税額決定処分等取消請求事件(上告棄却)

→法務速報89号24番にて紹介済み。

最二判平成20年9月12日 判時2019号162頁

平成19年(受)第1040号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

→法務速報89号1番にて紹介済み。

最一判平成20年6月12日 判時2021号3頁

平成19年(受)第808-813号 損害賠償請求事件(破棄自判、附帯上告棄却)

→法務速報86号4番にて紹介済み。

最二判平成20年9月12日 判時2021号38頁

平成19年(受)第1040号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

→法務速報89号1番にて紹介済み。

最二決平成20年7月18日 判時2021号41頁

平成20年(許)第21号 移送申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報88号13番にて紹介済み。

大阪地判平成20年8月27日判時2021号85頁

平成20年(シ)第51号 不当利得返還請求控訴事件(変更・上告)

→法務速報92号20番にて紹介済み。

最三決平成20年7月11日判時2021号157頁

平成20年(シ)第147号 強盗致傷保護事件に関し保護処分につきない決定に対する抗告の決定に対する再抗告事件(取消自判)

→法務速報87号21番にて紹介済み。

最一判平成19年1月18日 判タ1252号150頁

平成16年(受)第380号 賃金債権確認請求事件(破棄自判)

→法務速報70号47番にて紹介済み。

最一決平成19年7月2日 判タ1252号169頁

平成18年(あ)第2664号 建造物侵入、業務妨害被告事件

→法務速報75号23番にて紹介済み。

最二判平成19年7月6日 判タ1252号120頁
平成17年(受)第702号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部棄却)
→法務速報75号3番にて紹介済み。

最三判平成19年7月10日 判タ1252号179頁
平成19年(あ)第567号 殺人未遂,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件
→法務速報75号24番にて紹介済み。

最二判平成19年7月13日 判タ1252号110頁
平成17年(受)第1970号 不当利得返還請求事件(一部上告却下,一部破棄差戻)
→法務速報75号4番にて紹介済み。

最二判平成19年7月13日 判タ1252号110頁
平成18年(受)第276号 不当利得返還等請求事件(破棄差戻)
→法務速報75号5番にて紹介済み。

最三判平成19年7月17日 判タ1252号110頁
平成18年(受)第1666号 不当利得金返還請求事件(一部棄却,一部破棄差戻)
→法務速報76号2番にて紹介済み。

最三決平成19年7月17日 判タ1252号166頁
平成18年(あ)第2319号 詐欺被告事件
→法務速報76号20番にて紹介済み。

最一判平成19年7月19日 判タ1252号157頁
平成17年(受)第2292号 受託業務保証金払渡等請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)
→法務速報76号6番にて紹介済み。

最二決平成19年7月25日 判タ1252号148頁
平成19年(医へ)第4号 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に
関する法律による処遇事件(抗告棄却)
→法務速報76号21番にて紹介済み。

最二決平成19年8月7日 判タ1252号125頁
平成19年(許)第30号 株主総会決議禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決
定に対する許可抗告事件(棄却)
→法務速報76号7番にて紹介済み。

最二決平成19年8月8日 判タ1252号173頁
平成19年(あ)第720号 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反,私電磁的記録不正作
出,同供用被告事件
→法務速報76号22番にて紹介済み。

最二決平成19年8月23日 判タ1252号163頁
平成19年(許)第18号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破
棄自判)
→法務速報77号10番にて紹介済み。

最三判平成19年9月18日 判タ1252号100頁
平成17年(あ)第1819号 広島市暴走族追放条例違反被告事件
→法務速報77号13番にて紹介済み。

東京高判平成18年10月12日 判タ1252号264頁
平成17年(ネ)第3216号 損害賠償請求控訴事件(取消・確定)
→法務速報79号2番にて紹介済み。

知財高判平成19年6月27日 判タ1252号132頁
平成18年(行ケ)第10555号 審決取消請求事件(認容・確定)
→法務速報81号9番にて紹介済み。

知財高判平成19年3月28日 判タ1252号332頁
平成18年(行ケ)第10374号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)
→法務速報80号10番にて紹介済み。

最一小判平成20年7月17日 金法1855号123頁
平成18年(受)第1818号 入会権確認請求事件
→法務速報87号12番にて紹介済み。

2. 平成21(2009)年1月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
議案件数

・衆法 170 2
国民健康保険法の一部を改正する法律
・・・世帯主等が国民健康保険料等の滞納により被保険者証を返還した場合で,その世

帯に子どもがいるときの救済措置を定める法律

・閣法 169 69
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
・・・障害者の雇用促進及び職業安定のため、中小企業の障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲の拡大等を定める法律

・閣法 170 13
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
・・・一般職の国家公務員について医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の初任給調整手当の額の改定等を定める法律

・閣法 170 14
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律
・・・国家公務員の退職手当制度の適正化のため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をした者について退職手当を返納させること等を定める法律

・閣法 170 15
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
・・・防衛省の職員について、本府省業務調整手当を定め、若年定年退職者給付金について新たな支給制限及び返納の制度を定める法律

3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

佐久間晟 プロGRESS 406頁 4410円
実録・損失補償争訟事件 事件記録と損失補償の問題点

裁判員制度と企業対応研究会編 第一法規 178頁 2000円
裁判員制度と企業対応 万全ですか?あなたの会社の社内整備

小谷融 中央経済社 226頁 2940円
インサイダー取引・相場操縦・虚偽記載規制のすべて

菅野浅雄 大蔵財務協会 611頁 3800円
金融・証券・保険取引をめぐる税務事例

根本敏光 商事法務研究会 288頁 3990円
大量保有制度報告の実務

田中義幸・井田良子 新日本法規出版 346頁 4200円
新法対応 社団・財団法人 定款作成・変更マニュアル

4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

間庭充幸 世界思想社 267頁 1995円
現代若者犯罪史 バブル期後重要事件の歴史的解説

日本犯罪社会学会編 現代人文社 166頁 2415円
犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン

棚瀬孝雄編 日本評論社 296頁 6300円
司法の国民的基盤 日本の司法政治と司法理論

日本弁護士連合会編 日本評論社 234頁 2940円
裁判員裁判における弁護活動 その思想と戦略・・・★

樋口亮介 東京大学出版会 196頁 5775円
法人処罰と刑法理論

岩本充史・榎本英紀・平越格・三上安雄 民事法研究会 333頁 3150円
労働契約法の実務 指針・通達を踏まえた解説と実践的対応策

5. 発刊書籍の解説

・裁判員裁判における弁護活動 その思想と戦略
全16章に分け、裁判員制度そのものではなく裁判員制度下の裁判の準備・弁護技術等を解説しており、「思想と戦略」というサブタイトルの通り、理論のみでなく実践についても充

実した内容になっている。特に裁判員制度の実施に先駆けて行われた模擬裁判を題材として解説している点が、法曹関係者にも有用と思われる。

※お知らせ※

会員情報は更新されていますか?—転居された場合はお早めにご連絡を!

転居などにより、ご住所等が変更となった場合、速やかに当財団までメールまたはFAXにてご連絡ください。当財団からの送付物がお届けできないこともございますので、お手数ですがご協力くださいますようお願い申し上げます。

→ 転居通知の送付先: 財団法人日弁連法務研究財団事務局
03-3580-9381 (Fax) / jlf@jlf.or.jp (E-mail)

☆配信停止をご希望の方へ

下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
